

特定工事請負契約の作業報酬下限額について

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成26年2月21日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第1号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、特定工事請負契約の作業報酬下限額を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成26年3月3日以降に契約を締結する 予定価格6億円以上の工事請負契約【特定工事請負契約】

2 作業報酬下限額

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

※ なお、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力）、及び指定管理業務）に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額については、すでにお知らせしたとおり、907円（時給）で平成26年4月1日から契約を締結する契約等に適用されます。

別紙：特定工事請負契約の作業報酬下限額

平成26年3月3日以降に契約を締結する特定工事請負契約から適用する。

(単位：円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,465
普通作業員	2,127
軽作業員	1,485
造園工	2,160
法面工	2,532
とび工	2,678
石工	2,712
ブロック工	2,555
電工	2,442
鉄筋工	2,555
鉄骨工	2,532
塗装工	2,768
溶接工(機械工)	3,038
運転手(特殊)	2,498
運転手(一般)	2,127
潜かん工	2,915
潜かん世話役	3,443
さく岩工	2,645
トンネル特殊工	2,745
トンネル作業員	2,363
トンネル世話役	3,128
橋りょう特殊工	2,915
橋りょう塗装工	3,027
橋りょう世話役	3,285
土木一般世話役	2,633
高級船員	3,060
普通船員	2,397
潜水士	3,950

職種	作業報酬下限額
潜水連絡員	2,678
潜水送気員	2,645
山林砂防工	2,847
軌道工	4,298
型わく工	2,555
大工	2,633
左官	2,633
配管工	2,240
はつり工	2,588
防水工	2,678
板金工	2,667
タイル工	2,645
サッシ工	2,475
内装工	2,745
ガラス工	2,420
建具工	2,420
ダクト工	2,228
保温工	2,250
建築ブロック工	2,397
設備機械工	2,385
交通誘導員A	1,418
交通誘導員B	1,215
電気通信技術者	3,038
電気通信技術員	2,082
機械設備製作工	2,543
機械設備据付工	2,273